

御嵩町新庁舎等整備事業
公募型プロポーザル募集要領

令和7年2月

御嵩町

1 目的

御嵩町新庁舎等整備事業公募型プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。))は、御嵩町(以下「町」という。))が発注する「御嵩町新庁舎等整備事業」(以下「本事業」という。))を実施する民間事業者(以下「事業者」という。))を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提案の募集、審査、優先交渉権者の選定及び契約の手續等について必要な事項を定めるものである。

なお、募集要領と併せて公表する以下の資料は、募集要領と一体のものであり、本事業の公募型プロポーザルに応募する者(以下「応募者」という。))は、募集要領及び以下の資料(以下「募集要領等」という。))の内容を前提として、手續きを進めるものとする。

- ① 御嵩町新庁舎等整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。))
- ② 御嵩町新庁舎等整備事業優先交渉権者選定基準(以下「選定基準」という。))
- ③ 御嵩町新庁舎等整備事業募集要領様式集(以下「募集要領様式集」という。))

本事業は、令和7年度の御嵩町予算の成立を前提とした事前準備手續きであり、本事業は当該予算成立後に効力が生じます。そのため、当該予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、御嵩町においては、その損害について一切負担しません。

2 事業概要

(1) 件名

御嵩町新庁舎等整備事業

(2) 公募型プロポーザルの実施者

御嵩町長 渡辺 幸伸

(3) 事業方式

本事業は、施設の設計から建設、維持管理までを一括して発注するDBO方式(Design－Build－Operate)により実施するものとする。なお、本事業の対象とする範囲は次に示す。

(4) 事業範囲

事業者が実施する業務は、次に掲げるものとし、各業務の詳細は要求水準書等において示す。

① 統括管理業務

ア 本事業に係る業務全般の統括管理

イ 全体のスケジュール管理業務

ウ 事業期間内における自主事業等も含めた全体管理及び運営

エ 町との協議折衝に係る代表窓口(町への定期報告を含む。))

② 設計業務

- ア 事前調査及び関連業務(職員へのヒアリング、町民等とのワークショップ開催を含む)
- イ 新庁舎建設に関する基本設計及び実施設計業務(外構を含む)
- ウ 新庁舎に導入する情報設備に関する実施設計業務
- エ 本事業の実施に必要な各種申請等の行政手続
- オ その他設計業務において必要な業務

③ 建設業務

- ア 仮設庁舎の建設工事(北庁舎等改修、移転業務を含む)
- イ 新庁舎の建設工事
- ウ 新児童館の建設工事
- エ 新庁舎敷地外構工事(防災広場を含む)
- オ 新庁舎に整備する情報設備機器設置業務
- カ 新庁舎に整備する防災行政無線等移設業務
- キ 新庁舎に整備する什器・備品等設置業務
- ク 土木造成工事事業者との調整業務
- ケ 新保育園建設事業者との調整業務
- コ 新庁舎への移転・引越し業務
- サ 新庁舎開庁に向けた準備業務
- シ その他建設業務において必要な業務

④ 工事監理業務

- ア 上記③建設業務のア、イ、ウ、エに係る工事監理業務
- イ その他工事監理業務において必要な業務

⑤ 維持管理業務(※仮設庁舎、新児童館を除く)

- ア 建築物保守管理業務(電気保安管理、建物火災保険等)
- イ 建築設備等保守点検業務(空調設備、エレベータ、消防設備、非常用電源設備等)
- ウ 外構施設管理業務(植栽管理、防災広場管理、公園遊具点検等)
- エ 建築物衛生管理業務(害虫駆除、空気環境測定、受水槽清掃点検、水質検査等)
- オ 清掃業務(定期清掃、日常清掃)
- カ 警備巡回及び電話交換業務
- キ 修繕業務
- ク その他維持管理業務において必要な業務

(5)事業期間

本事業の実施に係る事業期間は、事業契約の締結日～新庁舎供用開始(令和11年5月予定)から15年を経過する日までとする。(令和26年4月予定)

なお、事業完了の期日に関して、早期供用開始となった場合にはその期間の分を繰り上げるものとし、供用開始が遅延した場合にはその期間分を繰り下げるものとする。

(6)実施スケジュール

本事業における実施スケジュールは次のとおり予定する。

事業契約締結	令和7年7月頃
仮設庁舎への移転(建設、引越し)	令和7年8月頃～令和8年3月頃
新庁舎の設計(基本設計・実施設計)	令和7年8月頃～令和9年8月頃
新庁舎、新児童館の建設工事	令和9年9月頃～令和11年3月頃
新庁舎敷地外構工事	令和10年4月頃～令和11年3月頃
新庁舎への移転、引越し、開庁準備	令和11年3月頃～令和11年4月頃
新庁舎の供用開始	令和11年5月(予定)
新庁舎の維持管理業務	令和11年5月(予定)～令和26年4月(予定)

(7)事業限度額

本事業の実施にあたり町が算定した業務の対価(提案上限額)は下記のとおりであり、応募者はこの価格を上限として提案することとする。

提案上限額：5,358,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(上記価格の内訳)

*設計、建設、工事監理等の内訳参考価格：4,536,000,000円(税込)

*維持管理業務(15年間)の内訳参考価格：822,000,000円(税込)

*内訳参考価格は、それぞれの提案上限額を示すものではない。

(8)前払金について

事業者は、契約約款に基づき前払金及び中間前払金を請求することができる。

(9)対価の支払い

事業者への対価の支払いについては、業務完了後に支払うものとする。なお、設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る対価の支払いについては、年度毎の出来高に応じて支払うものとする。維持管

理業務に係る対価の支払いについては、新庁舎の供用開始後の維持管理業務期間中、年間計画に基づき年度毎に支払うものとし、事業者は契約約款に基づき一部完了払いを請求することができる。

(10) 地方債及び交付金

町は、本事業において地方債のほか国県交付金の活用を前提としている。このため、事業者は設計及び建設工事期間中における年度毎の出来高を町へ報告するものとする。

3 参加資格

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、統括管理業務を実施する者(以下「統括管理企業」という。)、設計業務を実施する者(以下「設計企業」という。)、建設業務を実施する者(以下「建設企業」という。)、工事監理業務を実施する者(以下「工事監理企業」という。)、維持管理業務を実施する者(以下「維持管理企業」という。)を含む複数の企業(以下「構成員」という。)により構成されるグループ(以下「参加グループ」という。)とし、応募に当たっては、代表企業を定め、代表企業が手続きを行うこととする。

また、同一の者が複数の業務を兼ねて実施することは差し支えないが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者(※)が、建設業務と工事監理業務を兼ねて実施することはできないものとする。

なお、本事業は、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、町内及び近隣市町に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画や地域住民の雇用促進について期待をしているところである。

※ 「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。

ア. 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ. 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

- ② 各業務の実施にあたっては、単体もしくは共同企業体(JV)で行うことができる。ただし、共同企業体(JV)の場合、構成員数は2者又は3者とし、構成企業の出資比率は2者の場合30%、3者の場合20%を下回ってはならない。また、次に示す(2)応募者の参加資格要件をすべて満たす者とする。
- ③ 代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、町との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、町への書類提出及び町からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行うこと。
- ④ 参加資格確認申請書の提出以降の代表企業及び構成員の変更は認めない。ただし、構成員については、変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、当該変更後においても事業者の提

案内容が担保されることを町が確認した場合に限り変更を認める。なお、応募者の構成員の変更にあたりは、あらかじめ町へ事前協議すること。

- ⑤ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、町が優先交渉権者との契約を締結後、選定されなかった参加グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ⑥ 構成員は、業務の一部について、第三者に委託又は請け負わせることができる。ただしその場合、当該委託又は請負に係る契約を締結するとともに、町へ下請負届を提出するものとする。
- ⑦ 応募者の構成員は、事業契約締結までに町の入札参加資格者名簿に登録しなければならない。

(2) 応募者の参加資格要件

① 統括管理企業の参加要件

統括管理企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア. 公告日現在において岐阜県内に本支店・営業所等を有しており、事業契約締結までに町の入札参加資格者名簿に登録され、競争入札に参加する資格を有すること。

イ. 次の②③④⑤のいずれかに属する事業者、若しくは建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けて3年以上の営業実績を有し、かつ、第27条の23における建築一式工事の経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において、総合評定値が1,450点以上を有する事業者。

② 設計企業の参加資格要件

設計企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア. 事業契約締結までに町の入札参加資格者名簿に登録され、建築設計において競争入札に参加する資格を有すること。

イ. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けて3年以上の営業実績を有していること。

ウ. 平成26年度以降に、延床面積2,000㎡以上の庁舎又は公共施設の実施設計を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

③ 建設企業の参加資格要件

建設企業は、「A. 単体」又は「B. 共同企業体「建設JV」という。」とし、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

「A. 単体」

・公告日現在において岐阜県内に本支店・営業所等を有しており、事業契約締結までに町の入札参加資格者名簿に登録され、建築一式の区分において競争入札に参加する資格を有すること。

・建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けて3年以上の営業実績を有し、かつ、第27条の23における建築一式工事の経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において、総合評定値が1,450点(可茂管内企業においては850点、町内企業においては650点)以上であること。

・本工事に専任で配置できる監理技術者(建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの)を有すること。

・平成26年度以降に、延床面積2,000㎡以上の庁舎又は公共施設の建設工事を元請けとして受託し、かつ施工完了した実績(建設JVで施工した場合は、建設JVの構成員数が3者以上で20%以上出資した者、2者で30%以上出資した者は施工実績とみなす。)を有すること。

「B. 建設JV」

・公告日現在において岐阜県内に本支店・営業所等を有しており、事業契約締結までに町の入札参加資格者名簿に登録され、建築一式の区分において競争入札に参加する資格を有すること。

・建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けて3年以上の営業実績を有し、かつ、第27条の23における建築一式工事の経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において、総合評定値が建設JVの代表者は1,450点(可茂管内企業においては850点、町内企業においては650点)以上、他の構成員は850点以上であること。

・建設JVの構成員数は2者又は3者とする。

・建設JVの代表者は、建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で配置し、建設JVの代表者以外の構成員は専任の監理技術者又は主任技術者を配置すること。また、建設JVの代表者はその他の構成員の監理技術者又は主任技術者を統括すること。

・建設JVの代表者は、平成26年度以降に、延床面積2,000㎡以上の庁舎又は公共施設の建設工事を元請けとして受託し、かつ施工完了した実績(建設JVで施工した場合は、建設JVの構成員数が3者以上で20%以上出資した者、2者で30%以上出資した者は施工実績とみなす。)を有すること。

・工事の施工は共同施工方式とし、建設JVの構成企業の出資比率は構成企業数に応じ、(i)又は(ii)に定める割合を下回ってはならないこと。

(i)2者の場合 30%

(ii)3者の場合 20%

④ 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア. 事業契約締結までに町の入札参加資格者名簿に登録され、建築設計において競争入札に参加する資格を有すること。

イ. 建築士法第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けて3年以上の営業実績

を有していること。

ウ. 平成26年度以降に、延床面積2,000㎡以上の庁舎又は公共施設の工事監理業務を元請けとして受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

⑤ 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア. 事業契約締結までに町の入札参加資格者名簿に登録され、建物管理等各種保守管理の区分において競争入札に参加する資格を有すること。

イ. 平成26年度以降に、公共施設又はオフィスビル等の維持管理業務を継続して1年以上受託し、履行した実績を有すること。

ウ. 建築物環境衛生総合管理業の知事登録を受けている事業者であること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ. 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者

ウ. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続の申立てがなされている者

エ. 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者

オ. 法人税、消費税、法人事業税又は法人町民税を滞納している者

カ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

キ. 御嵩町から御嵩町競争入札参加資格停止措置要領(平成4年訓令甲第8号)に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申請期限日から評価委員会の日までの期間内に受けている者

ク. 宗教活動や政治団体を主たる目的とする法人

ケ. 御嵩町から御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年訓令甲第41号)に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けている者又は同要綱別表に掲げる排除措置要件に該当する者

コ. 次に定める届出の業務を履行していない事業者(当該届出の義務が無い者を除く。)

・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

4 参加資格の確認

応募者の参加資格の確認は、参加資格確認申請書の受付日とする。なお、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、応募者が「3 参加資格」の要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。ただし、応募者の申し出により、町がやむを得ないと認め承認した場合に限り、参加資格要件を欠く構成員の変更ができるものとする。また、優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が「3 参加資格」の要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結せず、又は契約の解除を行う場合がある。これにより契約を締結せず、又は契約を解除しても町は一切責任を負わない。ただし、町がやむを得ないと認めた場合に限り、参加資格要件を欠く構成員の変更ができるものとし、町は変更後の優先交渉権者と契約を締結できるものとする。なお、いずれの場合においても代表企業の変更は認めない。

5 応募に関する留意事項

(1) 公平な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触することのないように留意すること。

(2) 応募の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア. 応募時

- ・「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ・参加資格確認申請書の記載内容、提出方法等が募集要領等に定める事項に適合しない場合
- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽又は不正及び違反が認められた場合
- ・同一の応募者が2以上の応募を行った場合
- ・応募者又はその代理人がほかの応募の代理を行った場合

イ. 提案時

- ・「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ・企画提案書の記載内容、提出方法等が募集要領等に定める事項に適合しない場合
- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽又は不正及び違反が認められた場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・提案金額が提案上限額を超えている場合

- ・要求水準書の内容を明らかに満たしていない場合
- ・提出書類の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な応募の場合
- ・評価委員会の委員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

(3)その他

- ・本応募に参加する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ・提出書類は本事業に必要な範囲において町が複製を作成することがある。
- ・原則として、応募者は提出書類の追加、書き換え、引き替え又は撤回を行うことができない。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出書類については、御嵩町情報公開条例(平成8年条例第2号)に基づく情報公開請求の対象となる。
- ・提出書類の作成のために町より受領した資料は、町の許可なく公表又は使用することはできない。
- ・本事業の業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らすことを厳に禁じる。
- ・参加資格確認申請書を提出した場合であっても、期日までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。

6 事業者の募集及び選定スケジュール

町は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、本事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら、事業者の選定を進める。なお、事業者の選定にあたっては公募型プロポーザル方式によるものとし、事業者選定までのスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
募集要領、募集要領様式集、選定基準の公表	令和7年2月28日(金)
要求水準書の公表	令和7年3月10日(月)
募集要領等に関する質問受付・締切	令和7年2月28日(金) ～ 令和7年3月24日(月)
質問に対する回答の公表	随時 ～ 令和7年4月4日(金)
プロポーザル参加申込受付・締切	令和7年2月28日(金) ～ 令和7年4月11日(金)
プロポーザル参加資格通知	随時 ～ 令和7年4月15日(火)
プロポーザル企画提案書受付・締切	令和7年4月16日(水) ～ 令和7年6月13日(金)
プロポーザル評価審査会(審査・選定)	令和7年6月下旬(予定)
優先交渉権者の決定及び公表	令和7年6月下旬(予定)

7 募集要領等の公表

(1) 募集要領等の公表期間

令和7年2月28日(金)～令和7年4月11日(金)

午前8時30分～午後5時15分 ※ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除く。

(2) 公表場所

事務局：御嵩町企画部 企画課 庁舎整備係（御嵩町役場本庁舎2階）

※募集要領等は、御嵩町のホームページからも入手可能。なお、郵送での配布は行わない。

※また、募集要領等に関する説明会も行わない。

8 質問の受付及び回答の公表

(1) 質問の受付

提出期限：令和7年3月24日(月) 午後5時15分まで

提出書類：【様式1】募集要領等に関する質問書

提出方法：質問事項がある場合は、【様式1】を電子メールにより提出すること。

なお、提出した場合は、届いていることを電話にて確認すること。

電子メール：tyosya@town.mitake.lg.jp

(2) 回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、御嵩町ホームページにて公開する。なお、質問者名は公表しない。また、意見表明等、本件の趣旨からかけ離れている内容への回答は行わない。

9 プロポーザル参加申込書の受付

本事業への参加を希望する事業者は、参加表明書及び参加資格を満たすことを証明する書類を受付期間内に事務局まで提出すること。

(1) 期限及び提出方法

受付期間：令和7年2月28日(金)～令和7年4月11日(金)

午前8時30分～午後5時15分 ※ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除く。

提出方法：事務局まで持参又は郵送により提出

※郵送の場合も、令和7年4月11日(金)午後5時15分必着とする。なお、郵送の場合は必ず簡易書留とすること。

(2) 提出する書類

- 【様式2】プロポーザル参加表明書
- 【様式3】プロポーザル参加資格確認申請書
- 【様式4】参加資格確認申請書添付書類の提出確認表
- 【様式5】応募企業又は応募グループの構成員並びに協力会社一覧表
- 【様式6】委任状
- 【様式7】統括管理業務にあたる企業の資格要件に関する書類
- 【様式8】設計業務にあたる企業の資格要件に関する書類
- 【様式9】建設業務にあたる企業の資格要件に関する書類
- 【様式10】工事監理業務にあたる企業の資格要件に関する書類
- 【様式11】維持管理業務にあたる企業の資格要件に関する書類
- 【様式12】暴力団排除に係る誓約書

(3) 提出時の注意事項

- ・正本1部、副本1部を提出すること。なお、カラー刷りの場合、副本もカラー刷りとする。
- ・募集要領様式集に準拠し、A4版縦長で作成すること。
- ・取り外し可能な簡易ファイルに一式を綴じて提出すること。
- ・書類は前項の順で綴じ、様式ごとにインデックスをつけること。
- ・ファイルの背表紙のタイトルは「御嵩町新庁舎等整備事業参加資格確認申請書(応募者名)」とすること。
- ・参加資格確認申請書には、各様式の内容に応じ、添付資料を求める場合があるため、各様式に示す注意事項等に留意すること。また、提出する書類に関して町から説明を求められた場合はこれに応ずること。

(4) 資格審査

参加資格確認申請書に基づき事務局において順次、次の企画提案審査に進む者の資格審査を行う。資格審査の結果は、応募者の代表企業へ令和7年4月15日(火)までに参加資格確認申請書記載のメールアドレス宛に通知する。

(5) 構成員の変更

参加資格確認審査後に応募グループの構成員に変更が生じた場合は、速やかに【様式13】応募グループの構成員の変更届を事務局まで提出すること。提出方法は持参又は郵送により提出すること。な

お、郵送の場合は必ず簡易書留とすること。

10 企画提案書の受付

(1) 期限及び提出方法

受付期間：令和7年4月16日(水)～令和7年6月13日(金)

午前8時30分～午後5時15分 ※ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除く。

提出方法：事務局まで持参又は郵送により提出

※書類を持参する場合、提出する前日の午後5時までに事務局へ電話連絡すること。

※郵送の場合も、令和7年6月13日(金)午後5時15分必着とし、簡易書留とすること。

(2) 提出する書類

■プロポーザル書類等に関する提出書類

【様式15】プロポーザル企画提案提出届

【様式16】プロポーザル書類等及び企画提案書の提出確認表

【様式17】提案価格書

【様式18】要求水準に関する確認書

■企画提案書に関する提出書類

【様式19】事業計画に関する提案書(中表紙)

【様式20】本事業に関する基本的な考え方

【様式21】事業執行体制

【様式22】地域経済への貢献

【様式23】施設整備計画に関する提案書(中表紙)

【様式24】配置計画

【様式25】建築計画

【様式26】構造・設備計画

【様式27】施工計画

【様式28】環境配慮

【様式29】維持管理計画に関する提案書(中表紙)

【様式30】維持管理計画

【様式31】任意提案事業に関する提案書(中表紙)

【様式32】任意提案事業

■図面集

【様式33】企画提案書に関する提出書類(図面集)(中表紙)

【様式34】外観透視図(全体鳥瞰)

【様式35】外観透視図(アイレベル)

【様式36】内観イメージ図

【様式37】全体配置図

【様式38】建物配置図・外構図

【様式39】平面図(各階)

【様式40】立面図

【様式41】断面図

(3) 提出時の注意事項

- ・提案は1応募者につき、1案とする。
- ・正本1部、副本10部を提出すること。なお、カラー刷りの場合、副本もカラー刷りとする。
- ・募集要領様式集に準拠し、A4版縦長及びA3版横長で作成すること。なお、A3版横長の提案書及び図面類等については、ファイル折りにしてA4サイズに綴ること。
- ・取り外し可能な簡易ファイル1冊に綴じ、様式ごとにインデックスを付けて提出すること。各ページの下中央に通しでページ番号をふる(表紙については、ページ番号不要)。表紙及び目次を除き80ページ以内(A3用紙は1面1ページ)とする。
- ・ファイルの背表紙のタイトルは「御嵩町新庁舎等整備事業企画提案書(応募者名)」とすること。
- ・正本については応募者名(構成員名等を含む。)が分かる記述を行うものとするが、副本にはロゴマークの使用も含めて、応募者名(構成員名等を含む。)が分かる記述を避けること。
- ・企画提案書については、書面による提出に加えて、Microsoft OfficeWord又はMicrosoft Office Excel、図面類についてはPDF形式に変換し、記録保存したCD-R一式を併せて提出すること。
- ・企画提案書には、添付資料を求める場合があるため、各様式に示す注意事項等に留意すること。また、提出する書類に関して町から説明を求められた場合はこれに応じること。

(4) 企画提案書に関する著作権

応募者から提出された企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、町は、本事業の公表及びその他町が必要と認める場合、企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者から提出された企画提案書については、本事業の公表以外には応募者に無断で使用しないものとする。

(5)特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。これによって町が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は町に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

11 提出書類に関する留意事項

(1)使用言語等

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、時刻は日本標準時とする。また、原則として横書きで記述すること。

(2)その他

提出書類は、募集要領及び募集要領様式集に準拠し作成するものとし、これらに指定のない参考資料や補足説明資料等の添付は認めない。また、製本に当たり、合紙やインデックス等及び所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしないこと。

12 応募辞退

企画提案書提出後に参加を辞退する場合は、評価委員会開催日前日の午後5時までに、事務局まで【様式14】プロポーザル辞退届を提出すること。なお、提出方法は持参又は郵送により提出すること。

※なお、郵送の場合は必ず簡易書留とすること。

13 事業者選定方法

企画提案書及び選定基準に基づき、妥当性及び確実性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。

14 評価委員会の設置

町は、企画提案書に基づき、最も事業に適した事業者を選定するため、「御嵩町新庁舎等整備事業プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。評価委員会では、提案金額のみならず、提案内容、業務遂行能力、独自提案内容及びその他の条件等から総合的に評価する。

なお、応募者がいないなどの理由により本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

15 審査方法

選定基準に基づき審査する。応募者が1者の場合でも有効に成立するものとし、評価の結果において基準点を満たす時は、当該応募者を優先交渉権者とする。なお、審査会の詳細は次のとおり。

(1) 審査会の開催日及び開催場所

令和7年6月下旬頃(予定)

御嵩町役場 北庁舎3階 大会議室(予定)

(2) 審査会における企画提案の所要時間

プレゼンテーション 30分以内

評価委員会委員からの質疑応答 50分程度

その他(入退室、機材設置等) 10分程度

(3) 注意事項

- ・開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・参加人数は6人以内とすること。
- ・プレゼンテーションは企画提案書に基づき、提出された様式順で行うこと。なお、提出された様式以外に説明資料の追加は認めない。
- ・プレゼンテーションは、原則大型モニター(65型)に出力して行うこと。大型モニター(65型)及びHDMIケーブルは町で準備するが、パソコンは応募者で準備すること。
- ・指定の時間に遅れた場合、評価対象としない。

16 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者に対して後日文書で通知するとともに、結果の概要を町ホームページに公表する。なお、評価委員会における選定経緯の問い合わせ、及び結果に対する異議申立ては受け付けない。

17 契約に関する基本的な考え方

(1) 契約内容についての協議

町は優先交渉権者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。当該協議に基づき、町は事業者となる共同企業体と事業契約(仮契約)を締結するものとする。なお、当該協議の内容について協議が整わなかった場合には、次点者と協議を行うこととする。

(2)町議会における議決

本事業に係る契約は、御嵩町議会の審議に付し、議決がなされたとき以降に本契約として効力が生じるものとする。

(3)契約内容について疑義が生じた場合の措置

契約内容の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は契約書に規定する具体的措置に従う。なお、本事業に関する紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

18 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとする。

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1)事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、町は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求められることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつた場合、町は事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、町は事業契約を解約することができる。
- ③ ①又は②の規定により町が事業契約を解約した場合、事業者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。

(2)町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業契約で定める町の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- ② ①により事業者が事業契約を解約した場合、町は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3)いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由その他町又は事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、町及び事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、町及び事業者は、事業契約を解約することができる。

(4)その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

19 町と事業者の責任分担

(1)基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、町及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。また、全ての構成企業は、他の構成企業の債務すべてについて制限なく責任を負うものとする。ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うこととする。

(2)予測されるリスクと責任分担

予測されるリスク及び町と事業者の責任分担は、要求水準書において示すとおりとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、これら資料に示されていないリスク分担等については、町と事業者双方の協議により定めるものとする。

20 本事業事務局(書類提出先)

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

御嵩町企画部 企画課 庁舎整備係

担当:板屋、祖父江

TEL:0574-67-2111 FAX:0574-67-1999

Mail:tyosya@town.mitake.lg.jp